

東京都福祉サービス第三者評価認証評価機関 代表者 様

東京都福祉サービス評価推進機構
公益財団法人 東京都福祉保健財団 理事長
(印章省略)

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行に伴う評価対象福祉サービス名称の
変更について（通知）

令和6年4月1日から「困難な問題を抱える女性への自立に関する法律」が施行され、売春防止法に基づき設置され、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく保護等も行っている婦人保護施設から、困難な問題を抱えている女性の意向を踏まえながら、入所・保護、医学的、心理的な援助、自立の促進のための生活支援を行い、あわせて退所した者についての相談等を行うことを目的とした「女性自立支援施設」に名称変更されます。

国では、現在、法制定に伴う施設運営に係るガイドラインの策定を行っているとのことです。については下記のとおり、評価実施上の名称変更のみ行うこととします。

なお、共通評価項目の見直しについては、法制定に伴う施設運営に係るガイドラインが示され、内容を確認した上で、見直しの必要性の有無を含め検討する予定です。

本通知は、令和6年4月1日から適用します。

記

評価対象福祉サービス名称（変更前）	評価対象福祉サービス名称（変更後）
婦人保護施設	女性自立支援施設（旧婦人保護施設）